

(様式1)

### 随意契約案件及び理由書

契約案件名	受入槽及び貯留槽清掃・清掃汚泥運搬業務委託	
担当部・課名	市民部 生活環境課	
契約相手方の名称(商号)及び所在地	大栄環境株式会社 大阪府和泉市テクノステージ2丁目3番28号	
契約金額(税込)	561,000円	
契約締結日	令和4年5月20日	
契約期間	契約締結日～令和4年8月31日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<b>■ 第2号</b> <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <b>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</b> <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	<p>当業務は、はんなん浄化センターMIZUTAMA 館のし尿受入槽、浄化槽汚泥受入槽、及びし尿貯留槽、浄化槽汚泥貯留槽に年間を通じて蓄積される汚泥を清掃し、清掃汚泥を一般廃棄物処理施設まで運搬する業務である。</p> <p>当業務において回収した清掃汚泥の受入及び処分に関しては、近畿圏内で唯一、清掃汚泥の処理が可能な民間許可業者である三重中央開発株式会社と契約済みであり、同社の一般廃棄物処理施設まで運搬し、処分するものである。</p> <p>また、作業については、槽内には有害物質が発生していると予測されることから、安全対策をとることができる十分な機材がなければならず、また、酸素欠乏危険作業主任者の資格が必要である。</p> <p>これらの要件を満たし、本業務を委託できるのは、清掃汚泥の処分に関して契約締結した三重中央開発株式会社との契約書に記載のある収集運搬業者かつ、業務に必要な機材、技能、資格を持つ大栄環境株式会社を以て他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約するものである。</p>

(様式1)

### 随意契約案件及び理由書

契約案件名	新しいつながりづくりコーディネーター配置事業業務委託	
担当部・課名	健康福祉部市民福祉課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会 阪南市尾崎町1丁目18番15号	
契約金額（税込）	4,804,000 円	
契約締結日	令和4年5月11日	
契約期間	契約締結日～令和5年3月31日	
根拠規定 （地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	コロナ禍による外出自粛の影響で地域活動が停滞し、地域の中での人と人とのつながり・交流の機会が大きく減り、高齢者のフレイルの進行、子どもたちを含む多世代の孤立化が深刻になっている。 本事業は、これに対し「新しいつながりづくりコーディネーター」を配置し、既存の地域活動に感染対策を強化し、デジタル化を含む創意工夫を盛り込んだ新たな形態の地域活動を創出するよう促進するものである。 この事業を実施できるのは、地域福祉推進のための中核的組織であり、市内の各種団体や地域住民との連携や協働関係が構築されている社会福祉法人阪南市社会福祉協議会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約する。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市生活サポート商品券交付事業業務委託
担当部・課名	健康福祉部生活支援課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会 阪南市尾崎町1丁目18番15号
契約金額(税込)	2,886,767円
契約締結日	令和4年5月17日
契約期間	契約締結の日～令和5年2月28日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p><input type="checkbox"/> 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本事業は、新型コロナウイルス感染症の蔓延で、収入減少や失業等により日常生活に大きな影響を受け、一時的に生活困窮状態に陥っている市に居住する世帯に対し、緊急に商品券を交付して生活を支援する事業である。</p> <p>本事業の交付対象は地方創生臨時交付金の趣旨を踏まえ、『阪南市社会福祉協議会が実施している生活福祉資金(緊急小口資金・総合支援資金)コロナ特例貸付の借入申請を令和3年12月から令和4年3月までに行い、貸付けが決定したものの』、及び『市が同協議会に委託している自立相談支援機関にて住居確保給付金(コロナ特例)を令和3年12月から令和4年3月までに申請し、支給決定したものの』(ただし、再申請及び生活保護受給世帯を除く)である。</p> <p>契約にあたっては、事業の緊急性から既に貸付業務を実施している阪南市社会福祉協議会と、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	国民健康保険システム制度改正対応業務委託
担当部・課名	健康福祉部 保険年金課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 貝塚市協浜4丁目2番22号
契約金額(税込)	¥1,650,000
契約締結日	令和4年5月1日
契約期間	令和4年5月1日～令和4年12月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</li><li><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</li><li><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</li><li><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</li><li><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</li><li><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</li><li><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</li><li><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</li><li><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</li></ul> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本市の国民健康保険業務に係る資格管理等のシステムは、(株)南大阪電子計算センターが業務委託先として運用している。よって同一履行者以外の者に履行させた場合、トラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは(株)南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約をする。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）給付に係る電算処理委託	
担当部・課名	こども未来部こども支援課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号	
契約金額（税込）	2,224,365円	
契約締結日	令和4年5月31日	
契約期間	契約締結の日～令和5年3月31日	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input checked="" type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）給付事業は、児童手当の受給者等を対象にしており、児童手当システムから対象者を抽出する必要がある。児童手当の現行システムは、(株)南大阪電子計算センターが導入・構築したものであり、対象者の抽出等の作業を行う上で、万が一、システムにトラブルが生じた場合、他の業者では責任の所在が不明確になり著しく支障をきたすため、本委託業務で対応できるのは、同社しかない。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは、(株)南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付に係る電算処理委託
担当部・課名	こども未来部こども支援課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額（税込）	1, 124, 365円
契約締結日	令和4年5月31日
契約期間	契約締結の日～令和5年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p><input checked="" type="checkbox"/> 第2号</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業は、児童扶養手当の受給者等を対象にしており、児童扶養手当システムから対象者を抽出する必要がある。児童扶養手当の現行システムは、(株)南大阪電子計算センターが導入・構築したものであり、対象者の抽出等の作業を行う上で、万が一、システムにトラブルが生じた場合、他の業者では責任の所在が不明確になり著しく支障をきたすため、本委託業務で対応できるのは、同社しかない。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは、(株)南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	第26回参議院議員通常選挙における入場整理券作成等業務委託	
担当部・課名	選挙管理委員会事務局	
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号	
契約金額(税込)	1,640,574円	
契約締結日	令和4年5月18日	
契約期間	契約締結日～令和4年7月31日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本選挙における入場整理券は、株式会社南大阪電子計算センターが保守、運営を行っている住民基本情報を利用し作成する。そのため、他の事業者による実施は困難かつ非効率である。 したがって、その性質が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とするものである。

(様式1)

### 随意契約案件及び理由書

契約案件名	旧尾崎公民館浄化槽最終清掃業務委託	
担当部・課名	生涯学習部 生涯学習推進室	
契約相手方の名称(商号)及び所在地	植田清掃 代表者 植田博 阪南市尾崎町五丁目29番25号	
契約金額(税込)	715,000円	
契約締結日	令和4年5月12日	
契約期間	令和4年5月12日～令和4年7月31日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 ■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき 又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本業務は、旧尾崎公民館内に設置している浄化槽(250人槽)を撤去することに伴い、浄化槽の最終清掃を実施するものである。 最終清掃とは、浄化槽内の汚泥が一般廃棄物であるため、残したまま浄化槽を撤去すると「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条」の規定(不法投棄)に抵触することとなるため、汚泥の引き抜きや槽内の洗浄・消毒を実施するものである。 今般、業務を委託しようとする上記契約相手方は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条の規定に基づき、本市が区域を定め許可している一般廃棄物の収集運搬業者であることや旧尾崎公民館は、上記契約相手方が許可を受けた区域内に存在し、同区域における唯一の許可業者である。 よって、本業務の目的を達するのは、上記契約相手方に限定されるものであり、競争入札に付することが不可能である。 従って、本契約は、その性質又は目的が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき上記契約相手方と随意契約を締結する。